

の爆発的急増を受け、性的虐待に関する調査が誘導的だとして強烈な批判の対象となった。アメリカの子ども福祉の現場は子どもに何をどう聞けば良いのか混乱し、パニックに陥ったという。我が国の状況は、パニック前夜なのかもしれない。

そのことによって、事実認定をめぐって加害者と争うことが今以上に増える可能性がある。加害者や代理人が事実認定を巡って反論する際、子どもからの聞き取りの恣意性や誘導性、あるいは予見性が指摘される可能性は高い。実際のところ、欧米の歴史がそれを示している。

確かに、現在の児相や警察の聞き取りが誘導的である点は否めない。私のごく限られた経験だけでも、警察による(「司法面接」の観点から言えば)誘導的な聞き取りや、菓子を与えながらの面接があった。また、何日にもわたって面接調査を実施することもあった。供述証書に関しても、日本では一人称で記述することになっている。本人は「私は・・・」と言っていないにもかかわらず、そのような記述がされてしまう。少年の事件などで供述調書を書くところに立ち会うと、「話さない」と指示して子どもが話した内容を面接者が入力し、最後に、面接者である警察官が「私は・・・」と読み上げ、子どもに「はい、そうです」と確認し、拇印を押させる。これは、「司法面接」の観点から言えば誘導的と言わざるをえないし、もし、被害を受けた子どもに同様のことを行いそれが裁判に提出された場合には加害者側からの反論の理由の一つを与えることになるだろう。

う。

### C. 子どもからの被害の聞き取りに「司法面接」のスキルを導入した経過

次に、神奈川県児相として「司法面接」のスキルを導入した経過について述べる。導入にいたった経過にはさまざまな要因があるが、重要なものとしては前述した性的虐待の実態調査、そして、刑事事件に至った重篤な性的虐待事例の経験が挙げられよう。

これらをきっかけに、外部講師を招いて「司法面接」の研修会を開催した。そして、平成18年度から、APSAC(米国子ども虐待専門家学会)で「40時間」の子どもの「司法面接」研修を受けた学識経験者にスーパーバイザーとしての参加を得て、実施に至った。

神奈川県児相の場合、各児相の依頼により虐待対策支援課(中央児相に配置されている各児相に対するバックアップチーム)が「司法面接」を実施するというシステムを試行した。しかし、「司法面接」という方法に対して、それに関する知識が現場にいきわたっていないということもあり、各児相の関係者には少なからず抵抗感があつたように思う。

「司法面接」の導入について児相関係者から提起された疑問の幾つかを以下に述べる。

- 現状の制度では聞き取りのあり方などで事実認定の方法を争うことはない。
- 警察や検察が証拠採用しないのだから意味がない。
- 「司法面接」の手続きによらなくとも子どもは話す。

○VTR などであえて子どもに負担をかけることはない。

○「司法面接」をしても子どもが話したことが事実かどうかわからない、などであった。

これに対して、次のように説明した。

子どもの供述をどのように聴取したのか、その信頼性を巡って加害者側から反論が起こる可能性がある。事実、「司法面接」に関する研修会を実施した際に、参加者から「裁判の中でも既にそのことを問われた」、「一時保護所の中で被害を訴えた子どもがいて裁判に保護所の職員が出廷し、被害をどのように聞き取ったか問われた」などの経験が示されてきている。また、児童福祉審議会でも、「この事実はどういうふうに聴取したのか」問われた事例もあるときいた。

さらに、これまでの児相が子どもの受けた被害に焦点を合わせた面接が十分でなかったことを踏まえ、現行制度においても児相として援助方針を決定する際に、アセスメントとしてより真実性の高い訴えを子どもから得ることが支援の始まりとして大切であることを指摘した(アセスメントとして子どもの被害を聞き取ることの課題)。

そして、子どもからの聞き取りのあり方によっては、子どもに対し容易に暗示や誘導を与えてしまうこと、繰り返しの聞き取りが子どもの訴えを変質させてしまうことを指摘した。更に繰り返しの聞き取りは子どもに著しい心的負担をかけてしまうことなどから、原則一回限りの暗示・誘導を与えない面接スキルを持つ「司法面接」の適用が児相における

子どもからの被害の聞き取り方法として有効であることを強調した。

次に、児童相談所としての支援のあり方から言っても、児童相談所の担当児童心理司や担当児童福祉司が性的な虐待の事実を中立的な形で聞き出すことは困難であることを指摘した。なぜなら、児童心理司は虐待の事実よりも心理的な事実、子どもの中にある主観的な事実を取り扱うし、児童福祉司は強制介入という形で家族と対立したり、あるいは逆に家族を擁護するという立場に立つことが多く、当然何らかの調査を進める上でのバイアスがかかり、中立的な立場で子どもから話を聞くことが難しくなってしまう。児童心理司が子どものケアを担い、児童福祉司が適切にケースワークを行うためにも、被害の聞き取りはより中立的な担当者以外の職員が行う方が望ましいことを説明し「司法面接」の導入を促した。

#### D. 「司法面接」の実施手順と事例

実際の「司法面接」の依頼と実施の流れを説明する。

まず、各児相から面接の依頼がくる。依頼の多くは電話でされている。調査のタイミングを逃さず簡単に依頼ができるよう、依頼文は不要とした。連絡を受け、日程を調整し、必要な道具を持って児相を訪問し、面接を実施する。出向くのは面接者1名、バックスタッフ2名程度である。持参するものは、ビデオカメラ、モニター、市販の「お風呂テレビ」(風呂場で電波を受信しテレビを見ることが出来る装置)、ICレコーダー、画用

紙、塗り絵、クレヨン、サインペン、アナトミカル・ドローイング、アナトミカル・ドールである。

次に、「司法面接」当日の流れを示す。まず、事前のミーティングを行う。この事前ミーティングでは、一般的なケースカンファレンスとは異なり「司法面接」を実施するに当たっての必要な情報の確認が目的となる。ラポールを作るためにどんな話題が適当か、子どもはどのくらい面接に集中できるか、被害を話してもらうためにはどんな言葉を使うことが適切かなどを協議することになる。

面接の開始時には、まず子どもにビデオで撮影すること、別室でバックスタッフが見ていることを説明し、面接のグラウンドルールを説明する。

実際の面接は一時間から一時間半で実施する。面接は大別して3段階のプロトコルから構成されている。第一段階として導入の段階。ここでは、ラポールの形成、会話の練習、子どもの言語能力などのアセスメントが行われる。第二段階は事実確認の段階、被害を話してもらう段階となる。その後、インターセッションの時間を設ける。面接者は一旦、面接室から出てきて、バックスタッフとミーティングをする。そして、再度面接室に入室して必要があれば再質問をする。第三段階は終結段階。子どもの努力をねぎらい、被害とは異なる現実的な話題に戻す。その後、子どもを保護所に戻して面接後のカンファレンスを行い、全体の終了となる。

子どもにかかる負担をできるだけ軽減するため、繰り返しの聞き取りによつ

てコンタミネーションを生じさせないため面接の回数は原則1回としている。これまでに面接を2回実施した事例もあるが、原則は1回である。また、録音、録画、逐語録の作成によって記録の信頼性を高めている点も重要である。

私たちは、子どもの供述の信頼性に関する査定は、基本的には面接チームは行わないという方針をとっている。信頼性を意識することで面接者にバイアスがかかってしまうという考えからそのような方針を採用している。信頼性の評価は、調査を依頼した当該児相の役割となる。

図5に面接室の写真を示す。写真ではわかりにくいですが、面接者と子どもは対面せず、90度の角度で座る。写真にあるように特別の部屋ではない。マジックミラーのある部屋がいつも確保できるわけではないので、状況に応じて使用可能な部屋を使っている。そのための工夫として、市販の「お風呂テレビ」を使用している。カメラに転送装置を取り付けて、バックスタッフは別室のモニターで面接の様子を見ることになる。図6は、バックスタッフがモニターを見ている様子を示したものである。インターセッション中は、モニターに子どもが映ることになる。

次に、平成18年度中に「司法面接」を実施した事例の概要を示す。平成18年度中に依頼があったのは15人(16件)。女子14人で男子1人であった。性的虐待に該当するものが12件。12件中の加害者の内訳は、実父が4件、継父および養父が6件、祖父が2件となっていた。



図5 面接室の様子



図6 モニターの様子

ちなみに、神奈川県児相が同年度中に受理した性的虐待の事例は28件であり、約半数が本面接モデルの対象となったことになる。子どもの年齢は、中学生が7人、小学生が5人、高校年齢が3人であり、最年少は小学校5年生であった。15件中、性器挿入を伴う性交渉にいたったのは5件あった。面接拒否が1件、撮影拒否が1件あった。被害事実を話さなかった事例は3件であった。

#### E. 「司法面接」のスキルを導入することに関する課題

最後に、子どもからの被害の聞き取りに「司法面接」のスキルを取り入れるこ

と、およびそれに伴う組織体制やネットワークなどの課題について述べる。

まず、この「司法面接」という名称に関して、「司法」という言葉だけで抵抗感を示す児相職員も多かった。また、司法で争う事例だけを対象とすれば良いという考えから「司法面接」の適用を限定的に考えさせてしまう誤解を生じさせるため、ネーミングを考える必要があるように思う。我々は「事実確認面接」や「調査面接」という名称を使用している。必ずしも「司法」の場面だけではなく、児相が虐待の事実を確認する方法として質の高い面接方法であり、ケースワーク、子どもへのケアを進めるための初期のアセスメントとして実践に取り入れていく意義は大きいと考えている。

もちろん、裁判などの司法場面でも耐えうるものであるための面接の質の維持は重要である。児相が直面している課題として児童福祉法第28条の施設入所の承認の申し立てや同第33条第6項の親権喪失請求などについては少なくともこの面接技法が取り入れられるべきだと考えている。この点ではまさに「司法面接」ではある。

刑事事件や民事事件に関しては多くの課題がある。現時点では、警察や検察、裁判所に対して「司法面接」の記録の存在を示し「子どもへの繰り返しの聞き取りにより、子どもの供述の信頼性が損なわれ、子どもを傷つけてしまう」という問題点を積極的に指摘していくことが必要であろう。そのためにも、児相として実績を作ることが必要である。

また、「司法面接」の成果を関係機関

で共有するための学際的なチーム、つまり、日本版(日本の実情に応じた)多職種専門家チームをどのように構築していくかということも重要なテーマとなろう。米国等では、「司法面接」のバックスタッフにCPS(子ども保護機関)、警察、検察などの職員が参加し、面接の成果を共有している。こうした体制が日本で実現できるまでにはこれから多くの議論が重ねられる必要がある。

更にそれぞれの児相の現実的な課題として「司法面接」のスキルを身につけるための研修をどのように進めていけばよいかという課題がある(本邦では「司法面接」について学ぶためのスタンダードな方法は確立されていない)。「司法面接」が特定の専門職の特別なスキルと認識されてしまうと児相の現場には普及しない。「司法面接」のスキルを身につけることは簡単とは決して言わないが「司法面接」自体は質問の型や面接の枠組みが明確な面接技法であり、一定の研修を受ければ実施は可能である。神奈川県児相の場合、半日×3日程度のワークショップを児相職員対象に実施している。この研修は、面接のスキルの講義(4時間程度)、法律の講義(2時間程度)、ロールプレイによる実習(4時間×2~3回)、そして実際の面接へのバックスタッフとしての陪席といった内容となっている。

最後に記録の取り扱いについて述べる。「司法面接」の記録は基本的には児童記録票と同じ扱いとしている。つまり、行政文書という扱いである。児童福祉法第28条や同第33条の6の事例などに

おいて、児相として申立てを行うときにこれらの文書を添付するのは、児相が行う必要な調査として可能であろう。刑事事件では、警察が「捜査事項照会」で求めてきた場合、子どもの福祉に照らしての児相が判断することになるだろう。保護者や、子ども本人が民事事件などで求めてきた場合の課題もある。個人情報の開示請求に対応するとなると本人情報以外は開示できなくなり、求める側が必要とする情報の提供ができない可能性がある。他機関との連携を考えるためにも「司法面接」の成果や記録をどのように扱うかは整理しておく必要がある。

#### おわりに

以上述べたとおり、性的虐待に対する調査面接に「司法面接」のスキルを導入していくことにはいまだ多くの課題がある。しかし、児童相談所が行う性的虐待への介入において、重要な実践モデルとなっていくことの可能性が神奈川県児相の試行的実践からも示唆されている。今後、多くの児童相談所やそのほかの機関で「司法面接」のスキルが取り入れられ、性的虐待等への有効な介入モデルとして普及していくことを期待したい。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究  
（主任研究者 奥山眞紀子）

分担研究報告書

分担研究者 西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部

子どもの目撃者，被害者，被疑者からどのように話を聞けばよいか  
—MOGP/ABE/PACE 司法面接

仲眞紀子 北海道大学大学院文学研究科

はじめに

私は認知心理学，発達心理学を専攻している。母親と子どものコミュニケーションや，子どもが，体験したことを大人にどのように話すのかといった研究を行ってきた。そのような研究をしていたこともあって，15年ほど以前に，弁護士から，ある子どもの証言の信用性についてどう判断するかといった意見を聞かれることがあった。

その頃には司法に関する知識もなく，供述と証言の違いも分からなかったが（証言は法廷での供述のことを指す），先述の出来事がきっかけとなって，その後，意見書や鑑定書を書いたり，法廷で専門家証言をするなど，子どもの証言に関わってきた。本稿では，そういった経験を交えながら述べていく。

『ジュリスト』や『判例時報』などには，時折，子どもが証言をしたという事件が掲載されている。そうした事件のなかで，最も若い子どもの証言は『えびす

やのぶ一事件』という，交通事故に関わる事件であろう。この他，強盗の被害や殺人現場の目撃など，さまざまな事件があるが，最も多いのは強制わいせつ事件であろう。強制わいせつ事件では，子ども一人が被害者となりがちであるため，子どもの証言が事件解決のための鍵となる。しかし，多くの事件において，子どもの証言の信用性が問題になる。証言能力はあるとされながら，一方では，証言の信用性は否定されるということも多々ある。

過去の判例からいくつかの事例を概観しよう。まず，6歳の女兒がわいせつ行為を受けたという事件である。ある精米所で，6歳の子どもが母親に，「今朝，おじさんに嫌なことをされた」と言った。しかし，母親としては，そのような人物が今朝来たという記憶がない。そこで，子どもに対して，「それだったら，今朝じゃなくて，昨日じゃないか」と言った。以下は判例時報からの引用である。

(母親が)『それはいつのことか?』と聞くと(子どもは)『今朝のことだ』と言った。そこで(母親は)『そんなおじさん、今朝来てないじゃないか』と言うと、子どもは『私が今朝来て、戸を開けてやったとき来たおじちゃんだ』と言った。そこで『それなら、今朝じゃなくて、昨日の朝だったよ』と私が言った。子どもは考えていた様子でしたが、『ああ、そう、昨日の朝だったね』と納得したようであった。

その結果、今朝ではなく昨日の朝来た人物が被疑者ということになったのだが、最終的にはその人物にはアリバイもあり無罪となり、結局、真犯人は分からないままになった。

別の事例では、ある男性がわいせつ行為の余罪を追及され、別のところでわいせつ行為をしたと自白した。この自白をたよりに、警察官がその学区の小学校の集合写真を手に入れ、被疑者にわいせつ行為をした(と被疑者が考える)子どもを選ばせた。警察官はこの少女に何度も聞き取りをし、少女は最終的には、被害を訴えるにいたったのだが、実際に面会した後、男性は「この子ではない」と否定した。服装などにも違いがあり、この件について男性は無罪となった。

また、もう一つの事例は、小学校4年生の子どもがマンションでわいせつ行為を受けたとされるものである。少女はそのことを級友に話したのだが、するとその級友が、自分もそのマンションで男性に追いかけられたと話した。そのような話をしているうちに、少女はそのマンションに住んでいる男性が犯人だと考えるようになった。当初の供述では

「犯人の顔、背の高さも忘れてしまい、自分の父親よりも背が高いか低いかわかも分からない」と述べていたが、二審になると「その人物だと最初から分かっていた」と供述するようになる。しかし、最終的にはこの男性はアリバイがあることがわかり、無罪となった。

このように、初期において子どもから話をうまく聞き出せなかったために、証言の信用性が否定され、真実が分からないままになってしまうということは少なくない。

また、別の事例であるが、複合商業施設で少年が幼児を階下の駐車場に落として、亡くならせてしまったという事件があった。新聞報道によると、その事件に先駆けて、7歳、11歳、4歳、3歳の子どもが、性的被害や、本件と同様に階下に落とされる事件が連続して起こっていたとされている。そうした事件の発生を受けて商業施設の店舗側でも聞き取りを行ったが、「被害者が幼児であり、証言にあいまいな部分があるため、広報はできない」とされ、客に注意喚起をすることはなかったという。

以下も、事件になる以前の聞き取りがうまくいかなかった事例である。ある男性の家に居候していた男性が、その家の幼児を連れ出し、亡くならせてしまった。殺害の8日前、被害者となった幼児のあざに気がついた近隣住民が警察署に通報していた。しかし、警察者では、幼児のあざを確認はしたけれども、それ以上の捜査を進めなかった。子どもが誰にやられたと言ったわけではなく、確証がもてなかったためだとされている。



このように、事実を子どもから聞き出すのは容易ではない。以下、その問題について考察し、次に司法面接の例を紹介したい。

#### A. 子どもの話の問題

子どもから事情を聞き出すのが難しいということの理由として、子どもがあまり話してくれない、あるいは話してくれてもあまり意味が通じない、そして暗示にかかりやすいといったことが挙げられる。

まず、なかなか話してくれなかったという事例である。英国で行われている司法面接の記録をアルドリッジ&ウッドが言語学的に分析した『子どもの面接法』という本からの引用を以下に示す。

面接者が「どこで絵を描いたり貼ったりしたの」と信頼できる関係性(ラポール)をつけようと話しかけているのですが、子どもは「言わない」の一点張りです。「なんでお話ししてくれないの?」、「言いたくないの」、「じゃあ、幼稚園の先生は誰かな?」、「言わない」、「お友達の名前は誰かな?」、「言わない」。面接官も少しいらだち「何も話してくれないんじゃない、お話できないんじゃない」と言っています。子どもは「つまらない、これで遊ぼう、あなたは私のお友達私はここに遊びに来たことね」と遊びが始まってしまいました。

話してくれても「意味が通じない」こともよくある。この事例は、事件とは全く関係ないものだが、国立国語研究所の大久保先生の著書から引用させていただいた、幼児の発話である。

「ね、研究所に行ったら、行ってらっしゃいって言ったの、そしてね、帰ってきたって言うからね、だからね、お土産買ってきたって言ったの、したらね、ようちゃんがね、お姉ちゃんと、お姉ちゃんと遊んでたの、みよちゃんと」

このようにたくさん話してくれている。しかし、この幼児の生活環境を知らない大人が理解しようとする、いろいろな疑問が出てくる。研究所はどこだろう、行ってらっしゃいと言ったのは誰か、「帰ってきたって言うからね」と言っているが、帰ってきたのは誰か、帰ってきたと言ったのは誰かなど、頭の中が疑問符だらけになってしまう。大人としては、「研究所ってどこ?」、「お姉ちゃんとみよちゃんて同じ人なの?」などと、いろいろ質問したくなるだろう。

また、被暗示性も大きな問題である。すでに20世紀の初頭、ビネーやヴァーレンドクといったヨーロッパの研究者は子どもの被暗示性について指摘している。ビネーは次のような実験をしている。ダンボールの箱に、いくつかボタンをのりで付け、子どもに見せる。その後、子どもにいろいろと質問をする。「ボタンはどういうふうについてたか?」と尋ねれば、子どもは比較的正確に答えてくれる。しかし、例えば「白い糸で付いてたかな?」や「何色の糸で付いてた?」などと聞くと、子どもは「白だった」や「透明の糸」などと答えてしまう。

ヴァーレンドクも、いくつか低学年の幼児を対象とした実験を行っている。例えば、成人男性がわざと帽子をかぶったまま(当時としては室内で着帽のまま



でいるのはマナー違反とされた), 教室に入って担任の教師と少し話をし, 退出する. その後, 担任教師が子どもたちに「今のおじさんは右手に帽子を持っていたかな?左手に帽子を持っていたかな?」と尋ねる. すると, 大半の子どもが, 右とか左と答えてしまい, 成人男性が帽子をかぶったままだったと適切に答えられた子どもはわずかしかなかった.

このような実験は 20 世紀の初頭から行われており, 多くの研究が, 子どもは他者の言葉に惑わされやすい, また人が言ったことと自分が体験したこととが混同してしまいやすいという結論を示した.

## B. 大人の質問の問題

### 1. さまざまな質問の形式

次に, 大人の側の問題を検討する. 子どもが話してくれない, 話してくれても意味が伝わらない, また, 供述が変遷してしまうといったことがあるため, 大人は何とか本当のことを話してもらおうと思ひ, 多様な形の質問をすることが多い.

質問は, 以下のようにいくつかのタイプに分類される.

- ① オープン質問: オープン質問とは, 「どんなことがあったか話してください」, 「それから~?」「そして~?」といった, 自由報告を求める質問を言う.
- ② WH 質問; WH 質問とは, いつ, どこ, 誰, 何などを尋ねる質問を指す. これら, オープン質問と WH 質問は

制約の少ない質問形式であるが, 以下は, より制約の強い質問となる.

- ③ クローズ質問: クローズ質問とは, 「はい」や「いいえ」で答える質問, あるいは「AかBか」で尋ねるような質問である. 面接を分析すると, この種のクローズ質問が 70%程度を占めていることが多い.
- ④ 誘導質問: 誘導質問の一つのタイプは「~だよな?」とか, 「~でしょう?」などの, 「いいえ」と答えさせないような質問である. これに加えて, 問題となりそうな事柄, 例えば, 叩かれたかどうか問題となるときに, 「〇〇にたたかれましたか?」と尋ねるなど, 問題となる出来事を直接的に尋ねるクローズ質問も, 誘導質問に分類される. また, 質問者に一定の仮説があり, 「イエス」と答えることを予想した質問も誘導質問に分類される.
- ⑤ マルチ質問: 複数のことを一度に尋ねる質問をマルチ質問と言う. 「白いシャツで黒いズボンだった?」のように二つのことを一度に聞く質問や, 「お母さんに電話したのを〇〇さんに話しことを覚えている?」のような, 埋め込みを含む質問がマルチ質問となる. これらの質問では, 子どもが「うん」と言っても「ううん」と言っても, どこを指して「うん」あるいは「ううん」と言っているかが判別できない.
- ⑥ 否定形の質問: 否定形は一般に負荷が高いといわれており, 反応時間を測る実験をすると, 否定形が入ると,

成人の場合でも反応に時間がかかったり、誤答が多くなる。「やられたんじゃないんじゃない？」などという質問は分かりにくい質だと言えよう。

⑦ 代名詞を用いた質問：発達的にみて、代名詞の獲得は幼児期後期から小学校就学期だとされている。成人であれば「あれ取って」、「これ?」、「そう、それ」で会話が成立するが、子どもにとっては代名詞は理解が困難となる。

⑧ 難しい言葉を用いた質問：成人と話すことの多い面接者が子どもに向かうと、つい「現場で被疑者を目撃しましたか？」など難しい言葉を使わずねてしまいがちとなる。ある調査によれば、「タンポポは机よりも優しいですか？」などの意味の通らない質問に対しても、子どもは何とかそれを自分なりに解釈して、「うん」とか「ううん」とか答えてしまうことが知られている。

かつて、法廷での子どもと、裁判官、検察官、弁護士とのやり取りを分析した。WH質問か、マルチ質問の要素を含んでいるか、代名詞が含まれている質問か、否定形が含まれている質問か、「～ですね」などの誘導的な質問か、あるいは「～ですか?」といった付加疑問形か、といった指標で質問を分類し、それに対して文による応答(子どもが自分の言葉で話す応答)がどれくらい生じたかを見た。その結果、WH 質問に対しては文による応答が高い頻度で生じていたが、「～ですね?」や「～だよ?」といった質問に対しては、子どもは「うん」と回答し

がちであることが明らかとなった。質問者としては、できるだけ子どもが苦痛を感じるような内容については代弁しようという思いから、「叩かれちゃったんだよね?」などと言ってしまいがちだが、こうした質問では、子どもが自らの言葉で回答することが非常に少なくなってしまうと言えよう。

## 2. 質問にともなう圧力

前項では質問の形式について論じてきたが、さらに問題となるのは、質問者である成人がかけてしまいがちな圧力である。質問の際に生じやすい圧力を以下に列記する。

① 仮説に基づいた質問：最悪の事態を想定し、「叩かれたの?」や「さわられたの?」などと聞いてしまうこと。仮説に合わない答えは無視し、仮説にそった答えだけを取り上げて探求するということが生じやすい。

② 補強証拠への言及：例えば、「〇〇さんも言っている」とか「証拠があるんだ」などがこれにあたる。

③ 取引：「答えてくれたらすぐに終わるから」とか、「早く終わったら遊びに行こう」などである。

④ 情緒への訴え：「大事なことから教えてほしい」や「答えてくれないと、大変なことになっちゃうよ」などといった情緒面への働きかけである。

⑤ ステレオタイプの植え付け：「〇〇は本当に悪いやつだ」や「あいつならそういうことをや

りそうだ」などというステレオタイプを子どもに植え付ける。

- ⑥ 同一の質問の繰り返し：同じ内容の質問を繰り返す。何度も同じ質問をすると、子どもは前の答えでは質問者が満足しないのだと考え、当初の答えを変えてしまうことがある。また、子どもが答えるまで質問を繰り返すことも圧力となる。

### 3. 事例の提示

以上、問題となる質問、圧力について述べてきたが、ここではそれらに関連した事例を提示する。

ある事例では、母親が子どもに開口一番「〇〇が叩いたりすることある？」と尋ねてしまった。子どもは「ぶつかった」や「うん」ということしか言わないが、母親は何度も「叩かれた？」という質問を繰り返してしまった。

別の事例では、父親が子どもに繰り返し「痛かったか？」と尋ねた。40分程度の会話で、この種の質問が6回繰り返された。子どもは最後まで「痛くなかった」と答えている。しかし、それ以降に警察で行われた面接では、子どもは「少し痛かった」と述べ、供述に変化があった。

また、面接の初期段階には非常に適切な聞き取りがされたものの、後半以降で不適切な質問になってしまったという事例もある。ある面接で、面接者は、開口一番に「ーが叩いたの？」などと言うことはせず、「この間のこと、〇〇先生に教えてね。自分の思っていることを隠さず言ってね」と述べた。被面接者であ

る子どもが自発的に「叩かれた」というまで待ち、子どもの話したことをエコーイング(子どもの話した内容を面接者が繰り返すこと)しつつ、「それで?」、「それから?」、「そのあとは?」といったオープン質問をしている(「そうか、叩かれたんだ。それから?」など)。しかし、面接が進み後半になると、クローズ質問が多用されてしまった。面接者の「お家のなか?」という質問に子どもは「お家のなか」と答え、また、「こわかった?」という質問には「こわかった」と答えるなど、繰り返しのような応答しか生じなかった。

### C. 面接法

#### 1. MOGP と ABE について

欧米ではこれまで述べてきたような問題がかねてから指摘され、多くの面接法が開発されたという経緯がある。ここでは、英国の司法面接ガイドラインである“MOGP”と“ABE”を紹介する。

英国では1980年代に、聞き取り面接が適切に行われなかったために、その必要がないにもかかわらず子どもが家族から分離・保護されたり、無実の人が被告人になるなどの事件が起きた。その結果、子どもから話を聞くにはどうすればよいか司法の大きな問題になった。1992年に内務省と保険省は、「メモランダム・オブ・グット・プラクティス(Memorandum of Good Practice)」という、聞き取りのための最初のガイドラインを刊行した。「良き実践のための覚書」といった意味で、頭文字をとって“MOGP”とも呼んでいる。この面接法は、

子どもの被害者や目撃者を対象としている。通常の事件であれば14歳未満、性被害に関しては17歳未満の子どもへの面接を、初期に一度だけ適切に実施し、それをビデオで録画して保存するという手続きが取られる。この面接の内容に基づいて、福祉的な実践や司法上の手続きが行われることになる。なお、このMOGPは、昨年、邦訳され出版されている（子どもの司法面接。誠信書房）。

MOGPは10年間にわたって使用され、その効果が高く評価されている。その後、2001年に「アチービング・ベスト・エビデンス(Achieving Best Evidence)」というガイドラインに引き継がれた。これは、「最良の証拠を得るために」という意味で、“ABE”とも呼ばれている。この面接の方法はMOGPとほぼ同様であるが、子どもだけでなく、精神障害のある人、知的障害のある人、発達障害のある人、身体障害のある人、そして脅されて恐怖が継続している人（成人も子どもも）を対象としている。以下に、この面接法について述べる。

虐待が疑われるなどの通報があると、通報を受けたセンターでは、通報者に「もうそれ以上は聞かないで、後は専門家に任せてください」に伝える。そして、地域性などを考慮に入れて、適切なユニット（チーム）を編成して送りこむ。ユニットは通報後一勤務日以内に行動を起こし、通報から7日勤務日以内に司法面接を実施する。

司法面接の目的は、第一に、できる限り早い時期の情報を得ることにある。また、子どもに面接を繰り返させないとい

う点も司法面接が行われる目的となる。日本ではあれば、例えば性虐待が疑われた場合には、子どもは親に話し、警察で数回調書を取られ、検察でも話をするなど、多い場合には10回も面接を受ける必要がある。子どもが、微に入り細にわたり、嫌な体験を何度も話さなければならぬといった場合もある。子どもにとっては、面接が非常に苦痛な体験となってしまうことも少なくない。司法面接の大きな目的は、このような面接を一度で終わらせるという点にある。面接に際しては、ワーキングトゥギャザー法にもとづき、福祉機関と警察とが共同で活動する。したがって、同じ面接資料を、刑事手続きのためにも、また福祉的なサービスの提供のためにも用いることができることになる。

司法面接は、カウンセリングではなく、事実を確定するための面接である。被害者や目撃者は司法面接を終えた後、必要であればカウンセリングを受けることができる。さらに、刑事裁判になった場合には、司法面接を子どもの主尋問の代わりに用いることが可能となる。子どもは、被告側の反対尋問を受ける義務はあるが（多くの場合、ビデオリンクなどで実施される）、子どもの負担は大きく軽減される。刑事裁判にはならなくても、このビデオ録画が家事・民事訴訟のために活用されることもある。

司法面接を実施する面接室は、各地域に設定されている。警察の子ども保護局に設置された簡易なものから、一戸建ての民家を借りた凝ったものまでさまざまであるが、基本的には、ソファとテー

ブルなどの調度品と、カメラとマイクが備えられている。

筆者が訪れたレスター市の施設では、おもちゃなどが備えられている控え室があり、その隣には同じつくりの、しかしおもちゃはない面接室があった。おもちゃは子どもの注意を拡散させるため面接室には置いていない。部屋の壁にはマイク、そして天井には2台のカメラが設置されている。1台のカメラは部屋全体を写し（隠れている人がいないこと示したり、また、子どもが動き回っても姿を追えるように）、もう一方は子ども（または子どもと面接官）を撮影する。録画情報はモニター室に転送され、そこで部屋全体と子どもの画像を一つにまとめたDVD（ないしビデオ）の映像が作成されることになる。

## 2. フェイズドアプローチ(ビデオ録画面接)

次に面接の手続きについて述べる。筆者は、ロンドン警察で司法面接に関する2週間の講習を受けたという経験があるので、そのこともふまえて述べていきたい。なお、ロンドン警察での面接の講習は、警察官かソーシャルワーカーとして数年間仕事をしてきた人を対象とした、警察と福祉のジョイントトレーニングであった。

面接法は、「ラポールの形成」、「自由報告」、「質問」および「終了」の4つの段階からなっている。まずラポールの形成であるが、これは信頼できる関係性を築く段階である。続いて、自由報告の段階となる。

自由報告の段階では、被面接者に、自

分の言葉で、自発的に話してもらうことになる。自由報告を求めるのは難しく、面接者はつい質問をしてしまいがちになるが、「叩かれたんですか？」のように、疑いのあることがらを最初に聞いてしまうのは誘導だと判断されてしまう。したがって、誘導のない方法で、自由報告にもっていかなければならない。例えば、子どもが怪我をしている場合であれば、「これはどうしたのかな？」と子どもに尋ねるなどの方法が適しているだろう。性虐待が疑われるものの子どものまったく開示していないという場合には、子どもにとって楽しい事柄に関する質問から入り、その後、「嫌なこと」を聞いていくなかで、性虐待にかかわるような話が子どもの口から語られるのを待つことになる。多くの場合、子どもは何を話すべきか分かって面接にのぞんでいるので、「今日は、何のためにここに来たのかな？」といった質問も有効である。

上記のような形で自由報告を求めて、その後、質問の段階になる。例えば、自由報告で子どもが「おいでおいでをされたんで行ってみたら、あんよ触られた」などと言ったとする。そのような場合は、発話されたことがらを手がかりに、少しずつ聞いていくことになる。この質問の段階は、さらにA、B、Cの3つと、誘導的質問の4段階に細分される。

①A段階:これはオープン質問の段階で、「それから?」、「そして?」あるいは、「さっき、おいでおいでっていうお話があったけど、そのときのこともう少し詳しくお話しして」いう形で質問する。

②B 段階：A 段階で子どもは話したが十分な情報が得られなかった場合に、B 段階に進む。例えば、時間に関する情報が得られなかったとする。その際、B 段階では、特定の、しかし誘導にならない質問を行う。この段階ではWH質問が中心となる。例えば「さっきお話をしてくれたことなんだけど、それはいつのことかな？」などといった形で特定の事柄について尋ねるわけである。そこで、子どもが「先週の火曜日だよ」などと言ってくればよいが、そのような言葉が聞けないこともある。そうした場合には、次のC段階のクローズ質問へと進むことになる。

③C 段階：C 段階のクローズ質問では、例えば、「それって、遠足に行った日より前のこと、それとも後のこと？」や、「お昼休みよりも前、それとも後？」などと尋ねることになる。しかし、もしかしたら子どもは、遠足や昼休みとは全くかけはなれた時間での体験を話している場合もあるだろう。そのような場合は、こういった質問が誘導となる可能性もあるので注意が必要となる。

④直接質問の段階：こうした手順で質問を行っても子どもが疑われている虐待に関してはほとんど話さず、面接を終了しなければならないという段階になったときに直接質問を行うことがある。直接質問を行うのは、たとえば、これまでに得られた情報では刑事事件になる可能性が低いかもしれないが、子どもへの福祉的な支援の目的で聞いておこうといった場合が多い。ここでいう直接質問とは、いわば最終手段であり、「疑いの

あることを直接質問で尋ねる質問」、すなわち誘導質問を含むものである。例えば「〇〇さんに叩かれたりすることってあるのかな？」といった質問であり、このような直接質問をするのは、面接の終了直前に限られる。こうした質問に対して子どもが「うん」と答えれば、すぐに自由報告に戻り、「そうなんだ、じゃあ、そのことについてお話ししてよ」という教示を行う。しかし、直接質問(誘導質問)に対しても「ううん」という回答が帰ってきた場合、これ以上聞けないと判断し、終了段階へと移行する。

終了段階は面接の最後の段階である。ここでは、面接の終了を目的として、話題を中立的な内容に戻す。また、子どもからの質問があればこの段階で受けることになる。

### 3. 面接の中立性

これまで述べてきた面接は、中立の立場で行う必要がある。英国における司法面接では、被疑者自身がテープを見ることはないが、刑事訴訟となった場合には被疑者の代理人である弁護士はビデオテープで面接を見ることになる。したがって、被疑者を非難したり、事件があったという仮説を抱いて面接することは適切ではない。つまり、子どもに共感しながら聞いていかなければならないが、一方で、共感しすぎてはいけない、ということになる。

こうした中立性を確保するためには、以下の点に留意する必要がある。

① 全般的な中立性の維持：これは今までも指摘した点であるが、面接全体を通して、面接者は中立で公正な立

場を維持する必要がある。被疑者の名前も子どもから出てくるまでは（たとえ事前情報として知っている場合であっても）、面接者が口にすることはしない。また、被疑者の名前も呼び捨てなどにはしない。子どもが、面接者は被疑者のことどう思うのとかと強く聞いてきたとしても、「それは、その人(被疑者)からも私たちお話を聞くから、ここでは答えられないんだよ」というふうに説明する。

- ② 特定の仮説を持たない:「この子は叩かれたのだ」とか「この子は性虐待を受けたのだ」といった特定の仮説をもたない。
- ③ 質問に新たな情報を付け加えない: 面接は自由報告とオープン質問を中心に展開されるものであり、子どもがすでに話したこと以外の情報を付け加えない。例えば、子どもが「叩かれた」と言えば、「叩かれたとことについて、もう少し話して」と質問することになる。
- ④ 面接の透明性: 他者が見たときにわかりやすい面接にすることも重要である。子どもの状態に合わせていると、話が飛躍したり、時間的に前後したりといったことも生じるが、それに応じながら、一方で整理できるときには「～ということがあって、それから～ってなって、その後であなたは～したんだね」といった具合に、子どもの言葉を用いて面接者がまとめていくといったことを行うわけである。なお、こうしたま

とめを行う場合にも、先述したように、子どもが言った以上の情報は付け加えないという点に留意する必要がある。例えば、「ぶつかった」を「触られた」などと言い換えてはならないわけである。言い換えをすることなく、子どもの言葉を用いて確認するようにまとめるわけである。

- ⑤ 圧力の可能性の排除: 子どもへの圧力になる可能性のあることはすべて排除する。例えば、訓練で行われたあるロールプレイでは、子ども役が何度も繰り返し「トイレに行きたい」と言う。面接者も、最初のうちは「はい、行っておいで」とトイレに行かせたが、子どもはトイレから戻ってきて1分もするとまた「トイレ」となるので、とうとう「もう少しがまんして。もうすぐ終わるから」と言ってしまった。このやり取りについて、トレーナーは、次のようにコメントした。もしも陪審員や裁判官が面接者の「がまんして」という言葉かけをビデオで見たら、この子はトイレに行きたいのを我慢して、早く面接室から出たいために面接官が期待することを言ってしまう可能性があると考えられるかもしれない。このような、通常では圧力とはみなされないような点にも注意が必要だというわけである。子どもに圧力を加えていないことが明白である面接を行う必要がある。
- ⑥ さまざまな媒体への意識: 裁判などでは、裁判官や陪審員がビデオを十分に見る時間がない場合もある。そ



のような場合、裁判官や陪審員は、ビデオの会話を書き起こし紙媒体の資料から情報を得ることになる。そのときのために、面接が文字になった場合にはどのような効果を持つかということにも、気をつけなければならない。つまり、音声や表情が見えない文字資料になったときに、その資料がどのような印象を与えるのかといったことも意識しながら、中立の立場で面接をしなければならないということになる。

#### D. 被疑者である少年への面接

これまで、被害者や目撃者となった子どもの面接について述べてきたが、本項では被疑少年に対する面接について簡潔に述べておくことにする。

被疑者と被害者・目撃者とはかなり異なり、そのために英国の司法でも扱いが分離されている。ただし、被害者だということで MOGP の面接を実施した場合でも、面接内でその被面接者が被疑者でもあったことが判明するといったことがある。その場合は、MOGP により被害を聞き取った後、加害の可能性については別の面接を設定することになる。

英国での被疑者面接は“Police and Criminal Evidence Act 1984” (PACE:1984 年警察および刑事証拠法) という法律に基づいて実施される。この法律は、被疑者の取調べは必ずテープレコーダーで録音しなければならないと定めている。特に、面接対象者が 17 歳未満の場合には以下のように規定されている。日本では(年少の少年などの場

合を除き)警察による少年の取調べに親や弁護士が同席することはほとんどないように思われるが、上記の法律は、保護者と「適切な大人」の二人が取り調べに付き添う。適切な大人には、教師や事務弁護士(事務弁護士とは法廷弁護士と依頼人との間で裁判事務を行う弁護士のことである)、あるいはボランティアなどがなる。彼らの役割は、面接を監視するというよりも(そういう場合もあるが)、取調べに当たる警察官と子どもとのコミュニケーションを円滑にすることにある。

被疑者の取調べも結局は情報収集であり、圧力のかかる状態では重要な情報は聞きだせないという考えから、面接室にはテーブルが置かれていないか、置かれていても圧迫感のない小さな丸テーブルのみとなっている。つまり、膝を交えて話ができるような面接室が私用されるわけである。テープレコーダーはダブルデッカーで、録音テープを同時に 2 本作成することができる。1 本は保管し、改ざんなどが問題になった場合に初めて法廷で開封されることになる。

ここでの面接の目的は、自白を得ることではなく、「アカウント」、つまり説明を求めることである。被疑者である少年本人に、自由報告で、何があったのか、事件のとき何をしていたのかなどを話してもらう。聞き取りを行う警察官は通常 2 名であり、一方が得られた自由報告をまとめ、それにもとづき質問を行う。司法面接と同様、誘導的な質問を行うと法廷で警察が不利な立場に置かれるため、警察官はバイアスがかからないよう

注意をしながら事情聴取を行う。

日本で被疑少年の面接に立ち会うことは不可能であるが、筆者は弁護士たちと次のような研究を行った経験がある。少年の頃に被疑者として取調べを受けた経験のある成人に、かつて受けた事情聴取について話してもらった。これは、あくまでも記憶に基づいた話であるため、記憶が変遷し、必ずしも事実ではない可能性もあり得る。しかし、本人の記憶では、このような取調べを受けたという、いわば心的な現実の体験になっているわけで、取調べに関して重要な示唆を与えてくれるものであろう。

警察での雰囲気や取調官の態度については、「なかなか自由に話せる雰囲気ではない」という意見が見られた。全員が、「身体的な圧力はなかった」と述べている。しかし、「悪く決め付ける」、「怒った感じ」、「不機嫌」、「話せる雰囲気ではない」、「話が合わない／分からないなどと言うと不機嫌になる」などの印象が述べられている。

取調官の言葉かけを見ると、悪の芽は早く摘み取ろうとする取り調べであり、当然のことなのかもしれないが、優しい言葉かけといったものはほとんどなかった。「やっただろう」、「何やったんだ」、「紙に書け」、「とにかく言え」、「嘘ついてるだろう」、「ちゃんと話してないだろう」、「分かっているはずだ、忘れるはずはない」、「反省しろ」、「反省が足りない」、「もう、いいや、どうしようもねえな」などの言葉が見られている。「忙しい時なのに」、「早く認めれば帰れるぞ」、「〇〇はやったと言ってるぞ」などとい

う言葉もあった。

こうした取調官の言葉や態度への少年の反応には、「本当の事はなかなか言いにくかった」や「本当でないことも認めてしまった」といったものが見られた。また、「怖かった」、「取調官が不機嫌になるのが嫌だった」、「不安だった」、「昔は警察官になりたいと思っていたけれど、今は信じられなくなってしまった」といった反応もあった。

どのような面接であればもっと話せたと思うかと尋ねたところ、「家裁調査官は、優しくいい人だった」、「弁護士さんが一緒に泣いてくれて肩の力が抜けてうれしかった」などという回答があった。また、「カウンセラーなどの穏やかな人、分かってくれる人であればもっと話せたんじゃないかと思う」という回答もあった。

筆者は、このような調査結果と呼応するような事例の分析を行ったので、本稿の締めくくりとしてその分析結果を紹介する。

それは、非行が疑われる子どもの面接を分析したものである。1時間程度の面接が3回行われた。3回の面接における発話数は、面接者と子どもがそれぞれ約400、200、100であった。発話数とは、会話において、各発話者が話した回数を意味する。例えば、私が「今日は寒いですね」と言い、相手が「そうですね」と応じるという会話が行われた場合、私の発話は1回で、相手も1回となる。次に、面接者の発話におけるオープン質問（話してください、何を、いつ、どこで等）の割合を調べたところ、それぞれ2割、

3割, 5割であった。3回目の面接では、面接者の発話数は100であったが、その5割がオープン質問となっていた。次に、1発話の平均文字数を調べてみた。文字数とは、例えば、私が「今日は寒いですね」と言い、相手が「そうですね」という会話の場合、私は8文字、相手は5文字ということになる。各回の発話文字数の平均を算出した結果、面接者の発話ほどの回もおよそ20文字程度であった。つまり、面接者は、平均して比較的短い質問や問いかけをしているということがわかる。一方、子どもの発話文字数は、1回目の面接では平均約40文字、1回目は約60文字程度であったが、3回目には約120文字となっていた。これをワープロで書くと、毎回4、5行分の文章を話しているということになる。この3回目の面接は、先述したようにオープン質問の割合が5割と高かった。その結果、子どもは多くの話しができたものと考えられる。もちろん、子どもが話そうという態度になったため、面接者はクローズ質問を用いなくてもよかったという解釈も可能であろう。いずれにせよ、会話がよい循環に入ったということだと思われる。

非行が疑われる場合、面接者は「～をやっただろう」、「反省しなさい」などといった説教や自白をもとめる説得になりがちとなる。しかし、今回の分析のデータは、被疑者面接においても、オープン質問を用いて、少年の話に耳を傾けることの重要性を示唆している。

## おわりに

これまで見てきたように、子どもが被害者や目撃者となった場合のみではなく、何らかの加害行為が疑われた場合であっても、面接においては自由報告やオープン質問が重要になる。現在のわが国では、こうした面接の重要性はいまだ十分に認識されておらず、また、そうしたトレーニングの機会もほとんどないといった現状である。今後、子どもが被害を受けたり、あるいは加害行為に及ぶ事件が増加することが予想されるが、子どもにかかわる福祉関係者や、事件を扱う警察や検察の関係者がこうした面接法を適切に実施できる環境を整備することが必要であると言えよう。

## (参考文献)

1. アルドリッジ, M.・ウッド, J.(著). 仲真紀子・斎藤憲一郎・脇中洋 (訳). (2004). 子どもの面接法-司法場面における子どものケア・ガイド-. 北大路書房.
2. Home Office (1984). Police and Criminal Evidence Act 1984 (PACE).
3. Home Office (1992). Memorandum of good practice: On video recorded interviews with child witnesses for criminal proceedings. London. [ 仲真紀子・田中周子. (2007). 英国内務省 (編). 子どもへの司法面接: ビデオ録画面接ガイドライン. ]
4. Home Office (2001) Achieving the best evidence in criminal proceedings. London.
5. 仲真紀子 (2005). 子どもの目撃供

- 述とその面接法。法と心理学会ガイドライン作成委員会(編)。目撃供述・識別手続に関するガイドライン。現代人文社。Pp. 219-233.
6. 仲真紀子。(2007)。供述という会話の特質-予兆を見逃さない事情聴取。内田伸子・坂元章(編著) リスク社会を生き抜くコミュニケーション力。金子書房。Pp. 149-169.
  7. 仲真紀子・上宮愛。(2005)。子どもの証言能力と証言を支える要因。心理学評論, 48, 343-361.
  8. 仲真紀子 (2001a)。子どもの面接-法廷での「弁護士言葉」の分析-。法と心理, 1, 80-92.
  9. 仲真紀子(編著)。(2005)。認知心理学の新しいかたち。誠信書房。
  10. 大久保愛(1987)。子育ての言語学。三省堂選書。
  11. 自動車事故事件で当時二年四か月の被害者とともにいた当時三年四か月の幼児の供述をほとんど唯一のきめてとして有罪とすることを許さなかった事例。判例時報, 572, 176-184.
  12. 六歳児の加害者識別に関する証言の信憑性に疑問があるとされた事例。判例時報, 748, 126-131.
  13. 幼女に対する強制わいせつ等の公訴事実につき、被害者の被害事実の存在を認めたものの、被告人の犯行と断定するには合理的な疑いが残るとして無罪が言い渡された事例。判例時報, 1356, 156-162.
  14. 小学四年生の少女に対する強制わいせつ事件につき被告人が犯人で

あるとする右少女の供述等の信用性を肯定した原審の有罪判決が破棄され第一審の無罪判決が維持された事例-板橋強制わいせつ事件上告審判決。判例時報, 1331, 145-161.

本稿で述べた事例は、筆者の経験をもとに作成した架空の事例である。

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究  
（主任研究者 奥山眞紀子）

#### 分担研究報告書

分担研究者 西澤 哲 山梨県立大学人間福祉学部

### 臨床面接と司法面接

橋本和明 花園大学社会福祉学部

#### はじめに

私は二十数年間、家裁調査官をしてきたが、その経験に基づき、「臨床面接と司法面接」というテーマでこれから論じたい。ただ、最初に断っておきたい点は、本研究は、「虐待を受けた子どもから話を聞くには」というように、虐待への司法面接がテーマになっているが、私が述べることはどちらかと言うと、非行少年との面接もしくは虐待を行う保護者への面接のあり方に焦点を当てたものになることである。

私は家裁調査官から大学教員となり、現在は大学の心理カウンセリングセンターで外来の一般相談を担当したり、スーパービジョンを行っているが、面接のやり方が家裁調査官時代と大きく違っていることを痛感する。それを端的に言うと、裁判所での司法面接とカウンセリングなどの臨床面接との違いにあると思われる。

では、司法における面接とはいかなる手法をとるのだろうか？司法面接を考える前に、まず「司法臨床」についての定義から入っていききたい。

#### A. 司法面接と臨床面接の違い

廣井<sup>文献1)</sup>は『司法臨床』について、「『加害者－被害者』、『申立人(原告)－相手方(被告)』という法的な位置関係に置かれている問題群に対して、『法』と『臨床』の両者の交差領域に浮かび上がる問題解決機能によってアプローチすることを『司法臨床』という」と定義している。私自身も『司法臨床』については、「非行や虐待への対応や援助活動がそうであるように、司法的な手続きや関与が必要であるとされる問題に、法律的な観点と臨床心理学的な視座をもとにアプローチや実践を行っていくこと」と考えている。簡単に言えば、司法臨床が一般の臨床と少し違うところは、“法”というのがかかわってるところである。